

東海国立大学機構大学文書資料室の保有する

特定歴史公文書等の利用制限に関する審査基準

令和2年4月1日 東海国立大学機構大学文書資料室決定

令和3年4月1日 改訂

東海国立大学機構大学文書資料室（以下、「資料室」という。）は、東海国立大学機構大学文書資料室利用等規程（平成23年3月28日規程第87号）に基づく特定歴史公文書等の利用請求があった場合には、下記の基準に従って利用制限の是非を判断するものとする。

なお、本基準において、特定歴史公文書等が作成されてからの経過年数は、当該特定歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日を起算日としたものである。

（1）作成後30年を経過していない特定歴史公文書等の利用請求があったときは、「東海国立大学機構の情報公開における開示・非開示の審査基準」（令和2年4月1日機構基準第1号）に準拠し、利用に係る特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等を利用に供するものとする。

1 個人に関する情報

- 一 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（職員・学生の自宅住所・電話番号等、人事選考・懲戒処分関係資料等、健康診断等の記録、学籍・成績等、卒業論文・修士論文等）
- 二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。）若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。）若しくは独立行政法人等

非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。)から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号 ただし、次の情報は利用に供する。

イ 職員

- ・法令又は慣行により公にされているもの(部局長等の氏名、研究者のプロフィール等)
- ・職務の遂行に係るもの(旅行命令簿の職及び用務内容等)

ロ 学生

- ・法令又は慣行により公にされているもの(学位(博士)論文)

2 法人等に関する情報

一 法人等の権利、競争上の地位その他正当な権利情報

公にすることにより、正当な権利を害するおそれがある情報(民間等との共同研究、受託研究等における企業から提供された製品の製造ノウハウ等)

二 非公開条件付き任意提供情報(教育・研究のために提供された企業秘密情報等)

3 事務・事業に関する情報

一 国の安全等に関する情報

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるもの

二 公共の安全等に関する情報

公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

三 監査、検査、取締り又は試験に係る事務

違法・不当な行為を容易にするおそれがあるもの

(2) 作成後30年を経過した特定歴史公文書等の利用請求があったときは、別表を参考にしつつ、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき必要最小限の情報を除き、当該特定歴史公文書等を利用に供するものとする。

(3) (1)、(2)にもかかわらず、当該情報の本人からの利用請求に対しては、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合を除き、当該特定歴史公文書等を公開するものとする。

(4) 資料室が法人や個人から寄贈又は寄託を受けた特定歴史公文書等の利用請求があったときは、寄贈者・寄託者の意向を最大限に尊重し、利用の制限について特段の配慮をする。但し、非公開期間は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある期間に限り、無期限に非公開とすることを約束するものではない。

(5)(1)～(4)にもかかわらず、次の場合においては当該特定歴史公文書等の原本(資料室が受け入れから必要な措置を経て、一般の利用に供することを開始した段階の、当該歴史公文書等に記録されていた情報、および当該歴史公文書等の材質、形態等のこと。以下同じ。)の利用を制限することができる。

- 1 水漏れ等による固着，虫損，酸性劣化，変色，退色その他の要因により，通常の利用に供した場合，当該特定歴史公文書等の原本の状態の維持に支障が生じる可能性があるとき。
- 2 当該特例歴史公文書等の原本が，劣化防止など保存のための措置，代替物の作成，展示（他機関への貸し出しを含む。），他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など，直ちに当該利用請求に応ずることができない期間。

以 上

別表

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の種類の例
個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	イ 刑法等の犯罪歴（禁固以上の刑） ロ 重篤な遺伝子の疾病、精神の障害その他の健康状態
（備考） 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。 2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人に関する情報」又は「重要な個人に関する情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。 3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。 4 「刑法等の犯罪歴（禁固以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目安とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目安とする。		